

2020年5月25日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

新潟県保険医会
会長 高畑 與四夫
歯科部長 浦田 治

新型コロナウイルス感染への対応に伴う 歯科診療報酬に関する緊急要請書

前略、貴職の国民の健康推進、医療・歯科医療の確保に対するご尽力に敬意を表します。

私ども新潟県保険医会は、新潟県下で開業し、日々地域医療に邁進する医科・歯科保険医 1,060 人で構成する団体です。

さて、本年3月で「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」と「在宅療養支援歯科診療所2」の経過措置が終了し、これに伴う再申請に際して、訪問診療件数が達成できずに辞退した医療機関も少なくありません。

追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染拡大の影響で訪問診療を断られる事例が生じています。特に介護保険施設では集団クラスターが発生する危険性から、施設に対する訪問診療の延期の依頼が少なくありません。歯科の訪問診療はもともと不急の医療ととらえられている感があり、通常から実施件数が伸び悩んでいる訪問診療が一層減少し、「歯援診」や「か強診」から離脱せざるを得ない医療機関が益々増えると予想されます。

また、外来診療においても3密を避けるため大幅な予約削減や診療時間の短縮を強いられている中、患者の受診自粛なども相まって患者数の減少、診療内容の縮小が起きています。その上、大学病院における新規外来患者の原則受け入れ中止、他の病院歯科での抜歯等の不急な手術の中止などで、診療所からの紹介が困難な状態です。さらに、歯周病安定化治療やフッ素塗布などの包括の管理料は「不急の治療」として受診控えの対象に挙げられており、診療情報提供料（I）やフッ化物歯面塗布処置等の算定回数の達成も困難になっています。これらの一つでも満たせなくなれば「か強診」の届出を辞退せざるを得ません。

こうした現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、施設基準に規定する診療実績について下記の措置を緊急に講じるよう要請いたします。

- 一、各施設基準に設けられている過去1年間の診療実績について、当面の間は満たしているものとし、届出の辞退は必要ない取扱いとすること

《過去1年間の診療の実績を施設基準としている例》

- ・かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
歯周病安定期治療の算定回数（30回以上）
フッ化物歯面塗布処置等の算定回数（10回以上）
歯科訪問診療等の回数（5回以上）
診療情報提供料I等の算定回数（5回以上）
- ・在宅療養支援歯科診療所
歯科訪問診療の回数（10回又は15回以上）
介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療の回数（5回以上）

以上